

あかしししょうがいしゃさべつかいしょう かん あん 明石市障害者差別解消に関するガイドライン(案)

だい ばん
第1版

へいせい ねん がつ
平成28年4月

このガイドラインは、しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法にもと 基づくしょうがい りゆう 障害を理由とする差
別べつ かいしょう すいしん かん の解消の推進に関するきほんほうしん い か きほんほうしん 基本方針(以下「基本方針」といいます。)
とう くに しめ ししん じょうれいけんとう かにい あかししめん ししよく
等の国が示した指針や、これまで条例検討の過程で明石市民や市職
いん じぎょうしゃ よ じれい さんこう さくせい
員、事業者のみなさまから寄せられた事例を参考にして作成しました。
ほん ないよう かんけいしゃ いけんとう き
なお、本ガイドラインの内容については、関係者からの意見等をお聞
きしながら必要に応じて見直しを行い、ひつよう おう みなお おこな しゅうせいおよ ほそく 修正及び補足をしていきます。

明石市

はじめに

あかしし くに しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう あ あかしししょうがいしゃ たい はいりよ
明石市では、国の障害者差別解消法の施行に合わせて、「明石市障害者に対する配慮

そくしん だれ あんしん く きょうせい じょうれい い か じょうれい しこう び
を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例(以下「条例」といいます。施行日4

がつつたち せいてい
月1日)」を制定しました。

じょうれい しょうがい ひと さべつ だれ あんしん く きょうせい
この条例は、障害のある人への差別をなくしていくことで、誰もが安心して暮らせる共生

しゃかい じつげん もくてき ごうりてきはいりよ ていきょうしえん しょうがいりかい そくしん
社会を実現していくことを目的としており、「合理的配慮の提供支援」と「障害理解の促進」

はしら し ぐたいてき とりくみ きてい しみん じぎょうしゃ みなさま
を柱として、市の具体的な取組を規定しています。また、市民や事業者の皆様においても、

し きょうりやく しょうがい りゆう さべつ とりくみ すず きてい
市と協力して障害を理由とした差別をなくす取組を進めていくことが規定されています。

しょうがい しょうがい ひと し きづ
障害や障害のある人について知らなかったり、よくわからないために、気付かないうちに

さべつ ひつよう はいりよ ていきょう すく さべつ
差別をしてしまったり、必要な配慮を提供できなかったりすることも少なくありません。差別と

おも できごと お ばあい ちようせい しゆだん じょうれい きてい
思われる出来事が起こってしまった場合に、それを調整していく手段についても条例に規定

さべつ しょうがい りかい ふか さべつ みぜん ぼうし
していますが、差別をなくしていくためには、障害への理解を深め、差別を未然に防止してい

くこと たいせつ さべつ こうい さ ごうりてきはいりよ ぐたいてき
くことが大切です。そこで、差別とはどういう行為を指すのか、合理的配慮として具体的に

にをしたらよいのかをわかりやすく示すために、条例の趣旨や目的に則して、このガイドライン

さくせい しょうがい ひと ひと たが りかい あ ひつよう
を作成しました。障害のある人となない人が、お互いに理解し合うために必要なコミュニケーシ

ョンをとったり、なに ひつよう かんが さべつ おも できごと
ョンをとったり、何が必要なのかを考えていきっかけに、また、もし差別と思われる出来事

お さい たいおう かんが
が起きた際にも、どのように対応すればよいかを考えるきっかけに、このガイドラインを

かつよう
ご活用ください。

あかしし めざ だれ あんしん く きょうせい 明石市の目指す誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり

しょうがい ひと き
「障害のある人」と聞いたとき、どんなイメージが浮かびますか？

しょうがい ひと じぶん ちが とくべつ ひと かんが とくべつ
「障害のある人」は「自分とは違う特別な人」と考えてはいないでしょうか。「特別
ひと おも こうりゅう あいて いや おも
な人」と思うと、交流するのをためらったり、相手に嫌な思いをさせてしまっ
りとしべつ
と差別につながるきっかけになることもあります。

しんたい こころ じょうたい せいかつ なか ふべん むずか
身体や心の状態によって、生活の中で不便さや難しいことがあるのは、
しょうがい ひと おな こうれい たいりょく きのう ていか ひと びょうき
障害のない人も同じです。高齢になり体力や機能が低下する人、病気やケガで
おも
思いがけず障害のある状態になる人もいます。何歳であっても、どんなしょうがい
あっても す ちいき じぶん い おも だれ
あっても「住みなれた地域で自分らしく生きていきたい」という思いは誰もが
も
持っています。みんなが生き生きと暮らせる街づくりには、多くの人の知恵や力、
けいぞく と く ひつよう
そして継続した取り組みが必要です。

あかしし じぎょうしゃ みなさま ちいき かたがた しょうがい ひと いけん
明石市では、事業者の皆様や地域の方々、障害のある人たちとともに意見を
だ あ だれ あんしん く きょうせい すす
出し合いながら、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを進めていくことを
めざ しょうがい ひと く かんきょう せいび
目指しています。障害がある人にとって暮らしやすい環境を整備することは、
いちぶ ひと とくべつ はいりよ しょうがい ひと く かんきょう
一部の人のための特別な配慮ではなく、障害がない人にも暮らしやすい環境とな
ります。どんなはいりよ
配慮やしきみがあれば、いま く
今より暮らしやすくなるか、障害がある
こと いや おも かな おも いっしょ かんが と く
ことで嫌な思いや悲しい思いをすることがなくせるか、一緒に考え取り組みを

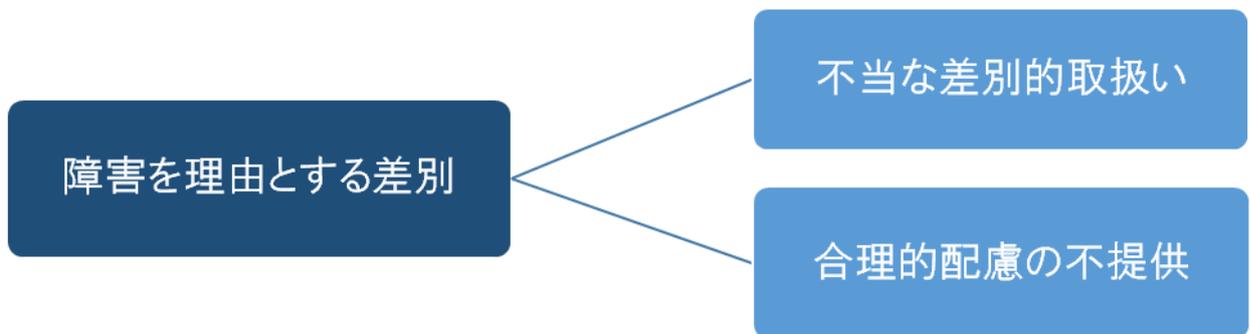
すす
進めていきましょう。

どんなことが「差別」なの？

1 差別には2つの種類があります

障害のある人は、心身のどこかに具合の悪いところがあるために、健康な人と一緒にすごすことができない、という場面によくあいます。健康な人と一緒にの会社に勤められないとか、一緒にの学校に行けないとか、同じサークルに参加できない、などです。こうした、健康な人が暮らす社会から排除されている状態のことを、障害者差別解消法や条例は、「障害を理由とする差別」と考えています。

この「障害を理由とする差別」は、大きく分けて2つの類型があります。



以下では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の提供」について詳しく説明します。

なお、それぞれ具体的にどのような行為がこれらに当たるのかについては、別冊の事例集

をご覧ください。

2 不当な差別的取扱いの禁止

(1) 「不当な差別的取扱い」をしてはいけません

不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害及び障害と関連する

事由を理由として、財やサービスや各種機会の提供を拒否する又は提供にあたって場所

や時間を制限する、障害のない者に対しては付さない条件を付けることにより、障害者の

権利利益を侵害すること¹を指します。

こうした行為は、たとえ個人であっても、条例で禁止されています。

(2) 気づかずに差別をしてしまわないために(留意事項)

ア 「障害」そのものを理由にした差別的取扱いでなくても…

条例では、「障害に関連することを理由とする差別」も禁止しています。

〇具体例1〇

盲導犬を連れて飲食店に入店しようとした際に、「衛生上の理由でペットの同伴は
お断りしております」という理由で入店拒否にあう場合があります。これは一見、
「衛生上の理由なら仕方がないかな」と思うでしょう。しかし、そうすると、全盲の人
は、そのお店に入れないことになってしまいます。

¹ 条例では、「不当な差別的取扱い」とは、「正当な理由なしに、障害又は障害に関連する
事由を理由として、障害者を排除し、その権利の行使を制限し、その権利を行使する際に
条件を付け、その他の障害者に対する不利益的な取扱いをすることをいう。」と定められて
います。

ぐたいれい
○具体例2○

しかくしょうがいしゃ りよう はくじょう けいこう こうきょうしせつ りよう ばあい かき どうよう
視覚障害者が利用する白杖を携行して公共施設を利用する場合に、傘と同様に
とつたん えいり きけん いりぐち あず い
「突端が鋭利で危険なので、入口で預かる」と言われたケースもあります。たしかに
あぶ おも はくじょう しかくしょうがいしゃ たいせつ みち いりぐち
危ないと思うかもしれませんが、白杖は視覚障害者の大切な道しるべです。入口で
はくじょう あずける ひと しせつ なか ある けっきょく しせつ りよう
白杖を預けると、その人は施設の中を歩けなくなるので、結局その施設を利用できな
いことになります。

イ わざとではなくても『差別』です

みなさんが、そのしょうがいしゃ たい
みなさんが、その障害者に対して、「わざと差別をしよう」と思っていた場合だけではなく、
なにげなくとつたこうどう さべつ あ
なにげなくとつた行動も差別に当たることがあります。

ぐたいれい
○具体例3○

ほんにん おも ちてきしょうがい せいじん たい ようじご
「ご本人にわかりやすいように」と思って知的障害のある成人に対して幼児語で
はな さべつ ちてきしょうがい ねんれいそうおう こじん そんちよう
話しかけることは、差別になります。知的障害があっても年齢相応の個人として尊重
しなければなりません。

このように、なにげなくさべつてき たいど と ひ しょうがい
このように、なにげなく差別的な態度を取ってしまわないために、日ごろから障害につい

かんしん よ じょうほう
て関心を寄せ、情報をキャッチしておきましょう。

(3)「不当な差別的取扱い」に当たらない場合

ア 「正当な理由」があれば差別に当たりません

障害のある人を、障害のない人と異なる扱いをすることは基本的には差別と

考えられます。しかし、そうした異なる取扱いをするだけの「正当な理由」がある場合は、

差別に当たりません。

「正当な理由」とは、障害者に対してお断りをするのが、

① 客観的にみて正当な目的のもとに行われたものであり

② その目的に照らしてやむを得ないといえる場合 　　です。

みなさんが、日々の生活の中で、やむを得ず障害のある人を別の取扱と

せざるを得ないときは、なぜそのような取扱いをしなければならないのかをきちんと説明
できなければなりません。

イ 障害のある人とない人との平等を実現するための措置も差別に当たりません

障害のある人は、心身の具合によって社会的に不利な立場に置かれることが少なくあ

りません。そうした「不利」を解消するため、以下のように障害のある人を障害のない人と

比べて優遇することがあります。こうした優遇措置は、「障害のある人に対する逆差別で

はないか。平等と逆行するのではないか。」と思われるかもしれません。しかし、「障害のあ

る人とない人との平等を実現する」という目標を達成するために必要な措置として、むしろ

じっし
実施すべきものとされています。

そ ち しゆるい 措置の種類	ぐたいれい 具体例
せつきよくてきさべつ かいぜん そ ち しやうがいしや 積極的差別改善措置として、障害者でない もの ひかく しやうがいしや ゆうり あつか 者と比較して障害者を有利に扱うこと。	<ul style="list-style-type: none"> • しやうがいしやわく さいやうほしゆう 障害者枠での採用募集 • かくしゆ しやうがいしやわりびき 各種の障害者割引
しやうがい ひと たい ごうりてきはいりよ かなか 障害のある人に対して、合理的配慮に係る そ ち こう 措置を講じること。	<ul style="list-style-type: none"> • だんさ わた 段差にスロープを渡すこと。 • め み しみん ゆうびんぶつ 目の見えない市民への郵便物に、 てんじ は ないよう 点字シールを貼って内容がわかるよ うにすること等、無数にある。
ごうりてきはいりよ ていきよう ぜんてい 合理的配慮を提供する前提として、プライバ はいりよ ひつよう はんい シーに配慮しながら、必要な範囲内で しやうがいしや しやうがい じやうきようとう かくにん 障害者に障害の状況等を確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> • しゅつちやうそうだん らいちやう 出張相談をするにあたり、来庁でき りゆう かくにん しやうがい ない理由を確認するために障害の じやうきよう かんたん かくにん 状況を簡単に確認する。

3 ごうりてきはいりよ ていきよう 合理的配慮の提供

(1) ごうりてきはいりよ ていきよう 合理的配慮の提供とは

しやうがい ひと あ まえ しやかい びやうき
障害のない人にとっては当たり前です。社会ですが、病気やケガによって

 あ まえ あ まえ まいにちある みち くるま りよう
当たり前が当たり前でなくなることがよくあります。毎日歩いていた道も、車いすを利用するよ

 しゆんかん だんさ かいだん どお とお
うになった瞬間から段差と階段のためにいつも通りのルートを通ることができなくなる、という

のはよくあることです。しかし、^{しょうがい}障害があるために^{ちやくめん}直面する^{こんなん}困難は、その^{ひと}人の^{せきにん}責任で^お負ったものではありません。

そこで、^{こんなん}こうした^{しゃかい}困難を^{せきにん}社会の^{かいしやう}責任で^{ひつやう}解消しようと^{てきせつ}するために^{げんじやう}必要かつ^{へんこう}適切な^{へんこう}現状の^{へんこう}変更

^{およ}及び^{ちやうせいとう}調整等の^{そち}措置を^{ごうりてきはいりよ}「合理的^{ていきやう}配慮の^{ごうりてきはいりよ}提供」と^{ていきやう}いいます²。そして、^{ごうりてきはいりよ}合理的^{ていきやう}配慮を^{ごうりてきはいりよ}提供しない

ことも^{さべつ}「差別」に^あ当たり、^{きんし}禁止されています。

ただし、その^{しょうがいしゃ}障害者が^{もと}求めている^{こうい}行為の^{ないやう}内容が、^{しゃかいつうねんじやうそうとう}社会^{みと}通念上^{はんい}相当と^{はんい}認められる^{はんい}範囲を

^こ超えた^{かじゆう}過重な^{ふたん}負担を^{ようきゆう}要求する^{ばあい}ような^{しょうがい}ものである^{ひと}場合には、^{そち}障害のない^{じっし}人が^{じっし}その^{じっし}措置を^{じっし}実施

できなくとも^{さべつ}差別には^あ当たりません。

(2) ^{ごうりてきはいりよ}どんなときに^{ていきやう}「合理的^{ていきやう}配慮の^{ていきやう}提供」を^{ていきやう}しなければならないのか

- ① ^{こま}「困^{おも}って^{とき}い^{はいりよ}そう^{はいりよ}だな」と^{はいりよ}思った^{はいりよ}時には^{はいりよ}いつでも^{はいりよ}配慮を
- ② ^{つね}常に^{ほんにん}「ご^き本人^きはどう^きしたいか」に^き気^きをつける
- ③ ^{ひつやう}必要かつ^{てきせつ}適切な^{げんじやう}現状の^{へんこう}変更^{およ}及び^{ちやうせいとう}調整等の^{そち}措置^{おこな}を行う^{おこな}こと

² 条例では、「合理的配慮の提供」とは、「障害者が現に社会的障壁の除去を必要としている障害者でない者と同等に権利を行使することができるようにするため、その実施が社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担とならない程度で、当該障害者の意向を尊重しながら、その性別、年齢及び障害の状態に応じて、必要かつ適切な現状の変更及び調整等の措置を行うことをいう。」と定められています。

かんが えることはさしつか ありません。ただ、その場合も、ご本人のいし かくにん 意思を確認することをいしき 意識

しながら、じょうきようかくにん おこな 状況確認を行ってください。

③ ひつよう てきせつ げんじょう へんこうおよ ちょうせいとう そち おこな 必要かつ適切な現状の変更及び調整等の措置を行うこと

①、②にちゅうい 注意しながら、しょうがい 障害のある人がどのようないりよ もと 配慮を求めているかがわかったら、あと

はそれをじっこう 実行してください。

【おう 応じられなくてもさべつ 差別に当たらない場合～「かじゆう ふたん ばあい 過重な負担」の場合～】

しょうがい ひと ごうりてきはいりよ もと しゃかいつうねんじょうそうとう はんい こ 障害のある人が合理的配慮として求めていることが、社会通念上相当な範囲を超える

かじゆう ふたん おう 過重な負担であれば、そのままおう 応じられなかったとしてもさべつ 差別にはあたりません。

ばあい い か てん み ひつよう その場合、以下の2点を満たす必要があります。

① もう で はいりよ ていきょう りゆう ていねい せつめい 申し出のあった配慮が提供できない理由につき、きちんと丁寧に説明すること。

② ほか はいりよ ていあん 他にできそうな配慮があれば、それを提案すること。

かじゆう ふたん あ いちりつ い か 過重な負担に当たるかどうかはケースバイケースなので一律にはいえません。以下の

じじょう 事情をチェックしながら、かじゆう ふたん 過重な負担といえるかどうか、かんが 考えてみましょう。

- たんとうぶしょ じ む じぎょう えいきょう ていど 担当部署の事務・事業への影響の程度

じ む じぎょう もくてき ないよう き の う そ こ い な
→事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か

- じつげんかのうせい ていど 実現可能性の程度

ぶつりてき ぎじゆつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく
→物理的・技術的制約、人的・体制上の制約

- もと さいりょ ひよう ふたん ていど
求められている配慮の費用・負担の程度
- たんとうぶしょ ざいせい ざいむじょうきょう
担当部署の財政・財務状況

ごうりてきはいりよ ぐたいてきばめん じょうきょう おう こと たよう こべつせい たか
※合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものです。

しよくいん よ けっか こうひょう じれいしゅう しょうがいしゆべつ
職員から寄せられたアンケート結果や、すでに公表されている事例集などから、障害種別ご

とにまとめた接遇の例については、**別冊事例集**を参照してください。

きょうせい じつげん しえん 共生のまちづくりを実現するための支援

しょうがい ひと しゃかいさんか しょうへき ことがら かのう
障害のある人が社会参加しようとするときに障壁となっている事柄を可能な

かぎ と のぞ はいりよ しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと
限り取り除くための配慮が、障害者差別解消法において求められています。

あかしし じょうれい じつげん む しみん じぎょうしゃ みなさま ごうりてきはいりよ ていきょう
明石市の条例では、その実現に向けて、市民や事業者の皆様が合理的配慮を提供

していきやすくするために、市が支援や助成等を行いながら、しょうがい ひと
障害のある人にと

って暮らしやすい環境づくりを進めていくことを規定しています。

1 ごうりてきはいりよ ていきょう しえん じよせいきんせいど そうせつ 合理的配慮の提供を支援する助成金制度の創設

ぐたいてき とりくみ じょうれいだい じょう もと みるかんじぎょうしゃ ちいき だんたい かじゅう
具体的な取組として、条例第8条に基づき、民間事業者や地域の団体が過重な

ふたん りゆう ごうりてきはいりよ ていきょう だんねん ていきょう さい
負担を理由として合理的配慮の提供を断念することがないように、提供に際して

はっせい けいざいてきふたん じよせい しゅたいてき と く しえん せいど あら もう
発生する経済的負担を助成し、主体的な取り組みを支援する制度を新たに設けます。

(1) せいど りゆう だんたい 制度を利用できる団体

- しょうぎょうしゃ みるかん じぎょうしゃ
・ 商業者など民間の事業者
- じちかい ちいき だんたい
・ 自治会など地域の団体
- みるかんだんたい
・ サークルなどの民間団体

(2) じよせい たいしょう 助成の対象になるもの

ごうりてきはいりよ ていきょう かんきょうせいび ひよう つぎ
合理的配慮を提供しやすくするために環境整備にかかる費用で、次のもの。

① コミュニケーションツールの作成費（上限額5万円までは全額助成）

点字メニューの作成費用、チラシ等の音訳にかかる費用、コミュニケーションボードの作成費用 など

② 物品の購入費（上限額10万円までは全額助成）

折りたたみ式スロープや筆談ボードなどの購入費用

③ 工事の施工費（上限額20万円までは全額助成）

簡易スロープや手すりなどの工事にかかる費用

2 障害理解の普及・啓発の機会の確保

相互理解を進めるためには、それぞれの障害特性を理解することが重要です。条例

第9条では市の役割として、障害のある人となない人との交流の機会の提供や支援を進めて

いくことを規定しています。市では、障害理解の啓発と条例の普及に関する取組方針を

作成し、障害理解に関する施策を具体的に実施していきます。

まず市民や民間事業者に向けて、どういったことが障害を理由とした差別にあたるかを

示すために作成した本ガイドラインのほかに、障害理解や障害のある人への対応方法など

を盛り込んだ「啓発パンフレット」を作成し、一人ひとりが障害のある人と接する際に配慮する

べきポイントなどを知ることができるよう、わかりやすい広報活動を行っていきます。

また、タウンミーティングを開催し、障害のある人となない人との交流の機会をつくるほか、

じち かい かくち いき かつよう けいはつよう さくせい さまざま たちば かた しょうがい
自治会など各地域でも活用できる啓発用DVDを作成するなど、様々な立場の方が障害に

かんしん も くふう こ けいはつかつどう すず
ついて関心を持ってもらえるよう工夫を凝らした啓発活動を進めていきます。

とく みる かんじょうしゃ しょうがい ひと おうたいほうほう まな けんしゅう
特に民間事業者には、障害のある人への対応方法をマナーとして学ぶための研修の

きかい ひとり でき はいりよ ていきょう しえん じよせいきんせいど あ しょうがい
機会をつくっていきます。合理的配慮の提供を支援する助成金制度などと合わせて、障害

ひと しゅたいてき かか つく ぐたいてき じょうほうはっしん
のある人と主体的に関わっていくきっかけを作っていただけよう、具体的な情報発信に

つと
努めていきます。

しょうがい ひと ひと なに こま ちが おお ひと しょうがい
障害のある人でも、人によって何に困っているかは違います。多くの方が障害について

し ひと ひつよう はいりよ ていきょう だれ あんしん
知るようになれば、それぞれの人に必要な配慮が提供されるようになり、誰もが安心して

く まち すこ ちか
暮らせる街に少しずつ近づいていきます。

そ う だ ん こ ん な と き は ご 相 談 く だ さ い

1 さ べ つ お ち 差 別 を さ れ て い る 、 と 思 っ た ら

「障 害 の せ い で 、 こ ん な サ ー ビ ス を 受 け ら れ な かつ た 」 「 障 害 に こ ん な 配 慮 を して ほ し い の に 理 解 し て も ら え な い 」 な ど 、 障 害 を 理 由 と す る 差 別 を 受 け た 市 民 、 ご 家 族 、 支 援 者 の 方 か ら の 相 談 を 以 下 の 窓 口 で お 受 け し て い ま す 。

○ た い し ょ う か た 対 象 と な る 方

障 害 の あ る 市 民 （ 明 石 市 内 に 居 住 し て い る 人 、 明 石 市 内 に 通 勤 ・ 通 学 し て いる 人 ） 、 障 害 の あ る 市 民 の 家 族 、 支 援 者

○ そ う だ ん ま ど ぐ ち で ん わ ば ん ぐ ー 相 談 窓 口 と 電 話 番 号

ま ど ぐ ち 窓 口	じ ゅ う し ょ 住 所	で ん わ 電 話	フ ァ ッ ク ス
し ょ う が い し や せ さ く た ん とう 障 害 者 施 策 担 当	あ か し し な か さ き ち ょ う め ば ん ぐ ー 明 石 市 中 崎 1 丁 目 5 番 1 号	078-918-5142	078-918-5133
し ょ う が い ふ く し か 障 害 福 祉 課	あ か し し や く し ょ ない (明 石 市 役 所 内)	078-918-1344	078-918-5244
あ か し し り つ は つ た つ 明 石 市 立 発 達	あ か し し ふ た み ち ょ う 東 二 見 1836 番 地 の 1 明 石 市 二 見 町 東 二 見 1836 番 地 の 1	078-945-0290	078-945-0291
し え ん 支 援 セ ン タ ー	ふ れ あ い プ ラ ザ あ か し 西 2 階 ふ れ あ い プ ラ ザ あ か し 西 2 階		
き か ん そ う だ ん し え ん 基 幹 相 談 支 援 セ	あ か し し き さ き ち ょ う め 明 石 市 貴 崎 1 丁 目 5-13	078-924-9105	078-924-9109
ン タ ー	あ か し し り つ そ う ぐ ー ふ く し 明 石 市 立 総 合 福 祉 セ ン タ ー		

2 「こんなときはどうしたらいいの?」というお問い合わせ

「合理的配慮として何かしてみたいけど、何から始めたらいいのかわからない。」、

「障害のある方から要望をもらったけれど、どうしたらいいのかわわてている。」などの事

業者の方からのご相談もお受けしております。

○ 対象となる方

明石市内で事業を営んでいる事業者(営利・非営利を問いません。NPO法人や社会福祉法人なども含まれます。)

○ 相談窓口と電話番号

明石市役所 福祉総務課 障害者施策担当

住所: 明石市中崎1丁目5番1号

電話: 078-918-5142 ファックス: 078-918-5133